

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(専任配置の監理技術者の兼務)</p> <p>第2条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) 前<u>2</u>号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、発注者が<u>監理技術者の兼務</u>は認めないと判断する県工事</p> <p>2～11 略</p> <p>(専任配置の主任技術者の兼務)</p> <p>第3条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の主任技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号又は第<u>2</u>号に掲げる県工事</p> <p>(3) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>(専任配置の監理技術者の兼務)</p> <p>第2条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 「<u>入札参加資格要件</u>」及び「<u>指名標準</u>」について（平成16年6月1日建管－711）において監理技術者又は主任技術者の専任配置を求めている県工事</p> <p>(4) 前<u>3</u>号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、発注者が<u>特例監理技術者の配置</u>は認めないと判断する県工事</p> <p>2～11 略</p> <p>(専任配置の主任技術者の兼務)</p> <p>第3条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の主任技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号から第<u>3</u>号までに掲げる県工事</p> <p>(3) 略</p> <p>2～9 略</p>

附 則

- この要綱は、令和8年2月1日から施行する。
- この要綱による改正後の県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。